

*用紙が不足する場合はコピーしてお使いください。

組合回覧

令和7年7月9日

有害鳥獣対策委員会よりお知らせ

令和7年度、龍江地区で有害鳥獣にお困りの農家の方

対象鳥獣：ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、
カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ、アライグマ他
スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ他

上記鳥獣の被害にあわれた方は裏面報告書へ記入し、

JA龍江事業所へ報告してください。

※なお、電牧を設置する場合は補助金が出ます。

販売農家のみ対象となります。(10a以下でも)

補助金額：かかった費用の4割(見積書、領収書添付)

補助金受付開始：シーズン開始(5月末)～

※わなの設置については罨免許が必要です。

問合せ・連絡先

龍江農業委員：大原陽一(中央)

TEL 27-2773 携帯 090-7002-6736 ※留守電機能付き

農家用（この様式は必要に応じてご活用ください）

鳥獣被害報告書

（住所）

（氏名）

被害内容記入欄

何の鳥獣に	何の作物が	何 Kg			
例）ハクビシン	シャインマスカット			5	Kg
例）サル	りんご（ふじ）		1	0	Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg
					Kg

用紙が不足する場合は、コピーしてお使いください。

※報告先 JA 龍江事業所 FAX 27-3052